

# 平成29年度和歌山市中小企業融資制度改革のご案内

和歌山市では、より多くの市内中小企業の皆さんにご利用いただけるよう中小企業融資制度を改正し、中小企業の経営の安定化や事業の活性化をさらに支援します。

## ①貸付期間を延長します。

資金名	普通事業資金	小口応援資金	セーフティーネット資金
資金用途 及び 貸付期間	運転資金 5年以内⇒ <b>7年以内</b> (うち据置6か月以内可)	運転資金 7年以内(うち据置1年以内可)	運転資金 7年以内(うち据置1年以内可)
	設備資金 7年以内⇒ <b>10年以内</b> (うち据置1年以内可)	設備資金 7年以内⇒ <b>10年以内</b> (うち据置1年以内可)	設備資金 7年以内⇒ <b>10年以内</b> (うち据置1年以内可)
	返済資金 5年以内⇒ <b>10年以内</b> (うち据置1年以内可)	返済資金 7年以内(うち据置1年以内可)	返済資金 7年以内⇒ <b>10年以内</b> (うち据置1年以内可)

## ②普通事業資金の融資対象者を拡充します。

資金用途	融資対象者
返済資金	融資申込時に和歌山市普通事業資金に係る借入金残高があり、その借入金を返済しようとする方 ⇒ 融資申込時に和歌山市中小企業融資制度に係る借入金残高があり、その借入金を返済しようとする方 <b>※普通事業資金以外の資金に係る借入金の返済にもご利用いただけます。</b>

★融資の申込については、取扱金融機関に直接お申込みください。

- ・三菱東京UFJ銀行 ・三井住友銀行 ・りそな銀行 ・みずほ銀行 ・南都銀行 ・池田泉州銀行
- ・紀陽銀行 ・第三銀行 ・関西アーバン銀行 ・きのくに信用金庫 ・商工組合中央金庫
- ・和歌山県信用農業協同組合連合会

★和歌山市中小企業融資制度の詳細については、和歌山市商工振興課までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>  
 〒640-8511  
 和歌山市七番丁23番地  
 和歌山市 商工振興課 中小企業支援班  
 TEL:073-435-1233